

# 輸入公表三の8に基づく鯨及びその調製品の輸入に関する水産庁長官の確認について

## 輸入注意事項 2019 第 28 号(R 元.6.24)

最終改正：令和5年9月1日付け・輸入注意事項2023第14号

上記の貨物を輸入しようとする者は、下記により水産庁長官の確認書の交付を受けて下さい。

### 記

#### 1 対象貨物

次の表の左欄に掲げる地域を船積地域とする同表の右欄に掲げる貨物

船積地域	貨物	
	貨物名	関税率表の番号等
アイスランド、ノルウェー、パラオ及びセントビンセント	ワシントン条約附属書 I に掲げる鯨（みんく鯨、みなみみんく鯨（くろみんく鯨）、いわし鯨（北太平洋の個体群並びに東経 0 度から東経 7 0 度まで及び赤道から南極大陸に囲まれる範囲の個体群を除く。））、ながす鯨及びまっこう鯨に限る。）及びその調製品	0106・12 0208・40 0210・92 0506・90 1504・30 1521・90 16・01 1602・10 1602・20 1602・31 1602・32 1602・39 1602・41 1602・42 1602・49 1602・50 1602・90 2301・10 23・09

#### 2 申請書の受付時間

毎週月曜日から金曜日までの午前10時から11時45分まで及び午後1時30分から午後3時30分まで。ただし、行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日。）を除く。

#### 3 提出先

水産庁資源管理部国際課

#### 4 提出書類

- (イ) 別紙様式による確認申請書 2通
- (ロ) 輸出国のワシントン条約に係る管理当局の発行した輸出許可書又は再輸出証明書の写し 1通
- (ハ) 当該貨物に係る公的機関によるDNA検査証明書 写し1通
- (ニ) 輸出国政府発行の合法的捕獲証明書 写し1通
- (ホ) インボイス 写し1通

(注1) (ハ)は、輸入後の合理的な期間内の提出も可とします。

(注2) 上記の提出書類の外に契約書、船荷証券等必要な書類の提出を求めることがあります。

[別紙様式]

輸入公表三の 8 に基づく鯨及びその調製品の輸入に関する確認申請書

水産庁長官 殿

申請年月日 \_\_\_\_\_  
申請者名 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

次の輸入の確認を申請します。

輸 入 状 況	関税率表の番号等	
	種 類	
	輸入数量(総数)	頭 kg
	種類別輸入数量	
	輸 入 金 額	US\$ 円
	輸入契約の相手方が属する国	
	輸入契約の相手方	(1)名 称 (2)住 所
	輸 入 契 約 条 件	(1)F O B (2)C I F (3)C & F (4)そ の 他
	原 産 国	
	船 積 予 定	(1) 年 月 日 (2)船 積 港
	入 着 予 定	(1) 年 月 日 (2)入 着 港
生 産 状 況 等	鯨 種	
	捕 獲 日	
	捕 獲 水 域	
	処 理 方 法	(1) 鯨 体 処 理 場 (2)母 船 (3) そ の 他

(注) 裏面記入要領参照のこと。

- 上記の輸入に係る鯨及びその調製品が輸出国において適法に捕獲されたものであることを確認する。

有効期限 年 月 日

- 上記の輸入に係る鯨及びその調製品が輸出国において適法に捕獲されたものであることが確認できなかった。

年 月 日  
水産庁長官

[裏面]

#### 記入要領

- (1) 「申請者名」欄には、会社名又は個人名を記載するものとし、個人の場合は本人、法人の場合は代表権者（代表権を委任されたものを含む。）に限ることとする。
- (2) 「種類」欄には、規格及び形態を「赤肉1級冷凍」等、具体的に記載すること。
- (3) 「輸入数量」欄には、頭数及び重量で表示を行うこと。
- (4) 「輸入金額」欄には、円及び米ドルで表示を行う。また、決済通貨が米ドル以外の通貨建ての場合には、かっこ書で併記すること。また、金額に端数が生じた場合は、切り上げて記載すること。
- (5) 「輸入契約の相手方の属する国名」及び「輸入契約の相手方」欄は各々の地域の表示方法によること。
- (6) 「輸入契約条件」欄には、当該契約の該当する建値に印を付すこと。「その他」の契約条件を詳細に記載すること。
- (7) 「船積予定年月日」及び「入着予定年月日」欄には、それぞれの予定年月日を記載すること。  
なお、予定年月日について幅がある場合は、それぞれ期間を記載すること。

- (8) 「船積港」欄には、船積港名を記載すること。なお船積港が複数の場合には、船積港別に確認書を提出する必要がある。
- (9) 「入着港」欄には、予定の最終陸揚港を記載すること。
- (10) 「生産状況等」については、各個体別に記載すること。
- (11) 用紙の大きさは、A列4番とすること。
- (12) 欄に記載し切れないときは別紙として添付すること。